【住民税務課】

	【住民忧伤诛】	
個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[個人町民税賦課徴収事務(普通徴収・特別 徴収・年金徴収)]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[個人町民税賦課徴収事務(普通徴収・ 特別徴収・年金徴収)]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

	【住氏稅務課】	
個人情報ファイルの名称	個人住民税システム (INSIDE) 通徴収・特別徴収・年金徴収)	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4住民税課税情報(収入、所得、控除、税額等)	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、他の地方公共団体、その	他関係機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考		

【住民税務課】

【	
収納システム (INSIDE) [個人町 特別徴収・年金徴収)]	「民税賦課徴収事務(普通徴収・
住田町長	
住民税務課	
町税の賦課徴収のため。	
1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額	
納税義務者	
本人、住民基本台帳システム、	独自収集
含まない	
(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
非該当	
実施なし	
実施なし	
実施なし	
実施なし	
含まない	
	収納システム (INSIDE) [個人町特別徴収・年金徴収)] 住田町長 住民税務課 町税の賦課徴収のため。 1氏名、2住所、3生年月日、4発行履歴、7還付額 納税義務者 本人、住民基本台帳システム、含まない ー (名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町ー ン法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル □有 又無非該当実施なし実施なし実施なし実施なし

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム (INSIDE) [個人町民税賦課徴収事務 (普通 徴収・特別徴収・年金徴収)]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の滞納管理のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 滞納処分実施状況、8 交渉経過、9 実態調査結果	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、官公署及びその他関係機関への 照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

	(住民悅勞珠)		
個人情報ファイルの名称	申告支援システム (税務 LAN) [個人町民税賦課徴収事務 (普通 徴収・特別徴収・年金徴収)]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 住民税課税情報(収入、所得、 控除、税額等)		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人、官公署及びその他関係機関からの情報提供		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	含まない	
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

	【住民祝务录】		
個人情報ファイルの名称	国税連携システム[個人町民税賦課徴収事務(普通徴収・特別 徴収・年金徴収)]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
	1氏名、2住所、3生年月日、4	性別	
記録項目			
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	国		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 住田町総務課		
在地	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
一個人情報ファイルの権力	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

	【住民稅傍珠】		
個人情報ファイルの名称	eLTAX[個人町民税賦課徴収事務収)]	(普通徴収・特別徴収・年金徴	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	町税の賦課徴収のため。	
	1氏名、2住所、3電話番号		
記録項目			
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	事業所等		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 住田町総務課		
在地	(所在地) 〒029−2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	-		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

	【		
個人情報ファイルの名称	特徴事業所一覧[個人町民税賦 収・年金徴収)]	課徴収事務(普通徴収・特別徴	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
	1氏名、2住所、3電話番号		
記録項目			
記録範囲	法人関係者		
記録情報の収集方法	事業所等		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 住田町総務課		
在地	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
四八 和 ファイ / レの/怪 / リ	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[法人町民税徵収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名		
記録範囲	法人関係者		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署	本人、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向 88番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	法人住民税システム (INSIDE)	[法人町民税徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の徴収のため。		
	1 代表者 <mark>氏</mark> 名		
記録項目			
記録範囲	法人関係者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)住田町総務課		
在地	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの話別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [法人 ^E	収納システム (INSIDE) [法人町民税徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の徴収のため。		
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額		
記録範囲	法人関係者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、	本人、住民基本台帳システム、独自収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	
個人情報ファイルの名称	滞納管理システム (INSIDE) [法人町民税徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の滞納管理のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 滞納処分実施状況、8 交渉経過、9 実態調査結果	
記録範囲	法人関係者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、官公署及びその他関係機関への 照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

江田町個人情報ノアイル海(年景)	【壮氏忧伤硃】		
個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[軽自動車税販	武課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[軽自動車税賦課徵収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)住田町総務課		
在地	(所在地) 〒029−2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
四八	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム (INSIDE) [軽自動車税賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4軽自動車税課税情報(種別、標識、車台番号、取得日等)		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、	本人、住民基本台帳システム、その他関係機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [軽自動車税賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、独自収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []		
個人情報ファイルの名称	滞納管理システム (INSIDE) [軽自動車税賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の滞納管理のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4課税等額、5納付額、6督促状発行履歴、7滞納処分実施状況、8交渉経過、9実態調査結果		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、官公署及びその他関係機関への 照会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	J-LISASP サービス(軽自動車検査情報市町村システム)[軽自動車税賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3軽自動車車両情報(種別、標識、車台番号、取得日、車検、課税区分、重課判定等)		
記録範囲	納税義務者	納税義務者	
記録情報の収集方法	地方公共団体システム機構及び	———————— 軽自動車協会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
一 行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[国民健康保険税賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日	
記録範囲	被保険者、世帯主	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向 88番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[国民健康保険税賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名		
記録範囲	被保険者、世帯主		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署	本人、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [国民健康保険税賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額	
記録範囲	被保険者、世帯主	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、独自収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム(INSIDE)[国民健康保険税賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の滞納管理のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 滞納処分実施状況、8 交渉経過、9 実態調査結果	
記録範囲	被保険者、世帯主	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、官公署及びその他関係機関への 照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
一 行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	国保標準システム[国民健康保険税賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4国保資格及び履歴、5国保税課税情報(所得、資産、税額、納付状況)	
記録範囲	被保険者、世帯主	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、	公用請求により官公署
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[所得・課税証明書の交付に関する事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	各種税証明の発行のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)住田町総務課	
在地	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無 	
一 行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム (INSIDE) [所得・課税証明書の交付に関する事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	各種税証明の発行のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4住民税課税情報(収入、所得、控除、税額等)	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、他の地方公共団体、その	他関係機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課	
11.75	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
 	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
回入1月刊 ファイブレの大型が	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[固定資産税課税台帳記載事項証明、閲覧、 その他固定資産に関する証明書に関する事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	各種税証明の発行のため。	各種税証明の発行のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日		
記録範囲	固定資産所有者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
一 行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳(INSIDE)[固定資産税課税台帳記載事項証明、閲覧、その他固定資産に関する証明書に関する事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	各種税証明の発行のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4固定資産税課税情報(土地家屋の所在地、地目、面積、床面積、償却資産の内容、評価額等)		
記録範囲	固定資産所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、他の地方公共団体、国、その他 関係機関		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	含まない	
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課(所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	I	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

		<u>'</u>	
個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[収納に関する	住民情報(INSIDE)[収納に関する事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の収納のため	0	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[収納に関	住登外登録者(INSIDE)[収納に関する事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の収納のため	0	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [収納に	収納システム (INSIDE) [収納に関する事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の収納のため	0	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、	独自収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

江田町個人情報ノアイル海(早景)	【壮氏忧伤硃】	
個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[土地評価及で	バ賦課徴収事務]
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日	
記録範囲	土地所有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[土地評价	住登外登録者(INSIDE)[土地評価及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名		
記録範囲	土地所有者		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	含まない	
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳(INSIDE)[土地評価及び賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4固定資産税課税情報(土地家屋の所在地、地目、面積、床面積、償却資産の内容、評価額等)		
記録範囲	土地所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、 関係機関	他の地方公共団体、国、その他	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	岩手県		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [土地記	収納システム (INSIDE) [土地評価及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額		
記録範囲	土地所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、	独自収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	<u> </u>	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム (INSIDE) [<u>-</u>	滞納管理システム (INSIDE) [土地評価及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の滞納管理のため。		
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 滞納処分実施状況、8 交渉経過、9 実態調査結果		
記録範囲	土地所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、 照会	官公署及びその他関係機関への	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	L	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	地籍情報管理システム[土地評信	西及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
	1氏名、2住所、3所有土地の地	2番、地目、面積	
記録項目			
記録範囲	土地所有者		
記録情報の収集方法	国からの情報提供		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)住田町総務課		
在地	(所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	GIS システム[土地評価及び賦謝	果徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
	1氏名、2住所、3所有土地の地	也番、地目、面積	
記録項目			
記録範囲	土地所有者		
記録情報の収集方法	国からの情報提供		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	含まない	
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 住田町総務課		
在地	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[家屋評価及び賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日		
記録範囲	家屋所有者		
記録情報の収集方法	本人	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[家屋評価及び賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名		
記録範囲	家屋所有者		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳(INSIDE)[§	固定資産税課税台帳(INSIDE)[家屋評価及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4固定資産税課税情報(土地家屋の所在地、地目、面積、床面積、償却資産の内容、評価額等)		
記録範囲	家屋所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、 関係機関	他の地方公共団体、国、その他	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	岩手県		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [家屋評価及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額	
記録範囲	家屋所有者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、独自収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム (INSIDE) [領	滞納管理システム (INSIDE) [家屋評価及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の滞納管理のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4課税等額、5納付額、6督促状発行履歴、7滞納処分実施状況、8交渉経過、9実態調査結果		
記録範囲	家屋所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、官公署及びその他関係機関への 照会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	家屋評価システム[家屋評価及び	『「「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
	1氏名、2住所、3所有家屋の図	国面、床面積等	
記録項目			
記録範囲	家屋所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)住田町総務課		
在地	(所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人性報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

	THE ADDODANCE	
個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[償却資産評価及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日	
記録範囲	償却資産所有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 住田町総務課	
在地	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
一 行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	<u> </u>
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	
据式口(具效核式口), 会和C年4月1日	•	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[償却資産評価及び賦課徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名	
記録範囲	償却資産所有者	
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳(INSIDE)[償却資産評価及び賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4固定資産税課税情報(土地家屋の所在地、地目、面積、床面積、償却資産の内容、評価額等)		
記録範囲	償却資産所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、他の地方公共団体、国、その他 関係機関		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [償却資産評価及び賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額		
記録範囲	償却資産所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、独自収集		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム (INSIDE) [償却資産評価及び賦課徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の滞納管理のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4課税等額、5納付額、6督促状発行履歴、7滞納処分実施状況、8交渉経過、9実態調査結果		
記録範囲	償却資産所有者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、 照会	本人、住民基本台帳システム、官公署及びその他関係機関への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
一 行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

	【生民忧伤珠】		
個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[原動機付自転車及び小型特殊自動車の 標識の交付に関する事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

	【注 氏 祝 务 硃 】	
個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム (INSIDE) [原動機付自転車及び小型特殊 自動車の標識の交付に関する事務]	
一行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課徴収のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4軽自動車税課税情報(種別、標識、車台番号、取得日等)	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、	その他関係機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

江田町個人情報ノアイル海(早景)	【壮氏忧伤硃】	
個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[税外収入徴収	又事務]
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	税外収入の収納のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日	
記録範囲	納入義務者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[税外収力	人徴収事務]
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	税外収入の収納のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名	
記録範囲	納入義務者	
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

正田引個八旧報フノール符(千永)			
個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [税外収入徴収事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	税外収入の収納のため。		
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額		
記録範囲	納入義務者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、	本人、住民基本台帳システム、独自収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム (INSIDE) [税外収入徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	税外収入の滞納管理のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4課税等額、5納付額、6督促状発行履歴、7滞納処分実施状況、8交渉経過、9実態調査結果	
記録範囲	納入義務者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、官公署及びその他関係機関への 照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	水道下水道システム[税外収入行	水道下水道システム[税外収入徴収事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	税外収入の収納のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4水道使用量、5水道使用料納付状況、6下水道使用料納付状況		
記録範囲	納入義務者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[口座振替登録等事務]	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の収納のため	0
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日	
記録範囲	口座振替申込者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない	
備考	_	

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[口座振替登録等事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の収納のため	0	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 前住所等、6 本籍、7 法 人代表者氏名		
記録範囲	口座振替申込者		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署	本人、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

正田引個八旧報フノール符(千永)			
個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [口座技	収納システム (INSIDE) [口座振替登録等事務]	
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の収納のため	0	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額		
記録範囲	口座振替申込者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、	本人、住民基本台帳システム、独自収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

江田町旧八川取ファイル海(年景)	【壮氏忧伤硃】		
個人情報ファイルの名称	住民情報(INSIDE)[滯納整理事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の滞納管理のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所、6転入日、7転出先、8転出日		
記録範囲	滞納者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	住登外登録者(INSIDE)[滞納整理事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の滞納管理のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5前住所等、6本籍、7法人代表者氏名		
記録範囲	滞納者		
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 住田町総務課 (所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考			

【住民税務課】

江田町個人情報ノアイル海(早景)			
個人情報ファイルの名称	収納システム (INSIDE) [滞納整理事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の収納のため。		
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 課税等額、5 納付額、6 督促状発行履歴、7 還付額		
記録範囲	滞納者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、独自収集		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課 (所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム (INSIDE) [滞納整理事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	町税及び税外収入の滞納管理のため。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4課税等額、5納付額、6督促状発行履歴、7滞納処分実施状況、8交渉経過、9実態調査結果		
記録範囲	滞納者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、官公署及びその他関係機関への 照会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課(所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向88番地1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		

【住民税務課】

個人情報ファイルの名称	国土調査成果品[国土調査(地籍図原図、測量成果簿の管理) に関する事務]		
行政機関等の名称	住田町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課		
個人情報ファイルの利用目的	国土調査成果の管理のため。		
	1氏名、2住所、3所有土地の地番、地目、面積		
記録項目			
記録範囲	土地所有者		
記録情報の収集方法	本人、委託業者		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)住田町総務課		
	(所在地)〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考	_		
l	L		